

第四次宮崎県環境基本計画改定業務委託仕様書

1 業務名

第四次宮崎県環境基本計画改定業務

2 業務の目的

令和3年3月の「第四次宮崎県環境基本計画」（以下「県計画」という。）策定以降、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の改正や国の地球温暖化対策計画の改定など、脱炭素化に向けた国の動きが加速し、県計画の一部の内容が国の方針と整合しない状態となっている。

国の動きを反映した内容に県計画を改定するにあたり、部門別の温室効果ガス排出削減や再生可能エネルギーの利用促進に係る目標の設定等を行うことにより、ゼロカーボン社会の実現に向けて、効果的な施策の展開を図る。

3 県計画の概要

(1) 県計画の役割

本計画は、宮崎県環境基本条例第9条に基づき策定するものである。

また、宮崎県総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置づけられており、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

さらに、本計画の一部は以下の計画としても位置づけている。

ア 温対法第21条に規定する地方公共団体実行計画（区域施策編）

イ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画

ウ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する廃棄物処理計画及び「第2次循環型社会形成推進基本計画」第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画

エ 「気候変動適応法」第12条に規定する地域気候変動適応計画

オ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」第12条に規定する都道府県食品ロス削減推進計画

(2) 改定の主な内容

ア 2030年及び2050年の温室効果ガス排出削減目標を見直すとともに、部門別の削減目標を設定する。

イ 市町村による地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定を推進するため、本県の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準を設定する。

ウ 下の4つの事項について目標を設定する。

(ア) 再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項

(イ) 事業者又は住民の温室効果ガス排出削減活動の促進に関する事項

(ウ) 温室効果ガス排出削減に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

(エ) 循環型社会の形成に関する事項

4 業務委託の内容

(1) 温室効果ガス排出量及び吸収量の推計及び目標設定

ア 現況値の推計方法の確認

(ア) 現在使用している温室効果ガス排出量算定システム（Excel）（以下「算定システム」と

いう。)が、環境省作成の最新の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(以下「算定マニュアル」という。)等の内容に即したものとになっているか確認し、異なる箇所があれば必要な修正を行う。

(イ) 算定システムの修正を行う際は、毎年の温室効果ガス総排出量を、県職員が既存の統計数値や環境指標等の入力により簡易に推計できるシステムとする。また、既に旧算定システムによる計算によって公表済みの温室効果ガス排出量と、新たな算定システムで計算した温室効果ガス排出量の整合性の検討を行う。

イ 温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計及び削減目標の検討

(ア) 次の2つのパターンで、部門別の2030年及び2050年の温室効果ガス排出量の推計を行う。

a 2013年度の温室効果ガス排出量に対し、人口の動態のみが変化すると仮定。

b 2013年度の温室効果ガス排出量に対し、人口の動態変化に加え、現在のペースでエネルギー使用量が推移し、再エネ導入が進むと仮定。(エネルギー使用量、再エネ導入量のそれぞれについて、2030年及び2050年の推計値についても算出する。)

(イ) 上の推計の結果を踏まえ、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するために必要な省エネ量及び再エネ導入量を算出する。

(ウ) 温室効果ガス排出量削減に関する目標達成のための各種施策について検討し、本県において施策として導入が可能なものに関して、算定マニュアルを踏まえて削減効果を試算する。

(エ) 上の推計や施策の効果の試算等を踏まえ、2030年及び2050年の部門別の削減目標を設定する。

(2) 再生可能エネルギーの導入目標設定及び促進区域の基準の設定

ア 再生可能エネルギーの導入目標の検討

(ア) 再エネポテンシャル量及び温室効果ガス排出削減目標を踏まえ、再エネ情報提供システム「REPOS」(以下「REPOS」という。)や「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ・ゾーニング基礎情報」を基に、2030年及び2050年の導入目標をエネルギー種別に設定する。

(イ) 2050年目標は、下記イで検討する促進区域の基準により促進区域から除外すべきとしたエリアを除く県下全域の導入ポテンシャルの最大限活用を前提とし、2030年目標は2050年目標に至る通過点として設定する。なお、系統接続の問題は考慮しない(2030年目標は自家消費・地産地消を想定するため、また2050年目標は系統接続の問題が解消されている状況を想定するため)。

イ 促進区域の基準の検討

(ア) 令和4年度環境省令第14号(以下「環境省令」という。)及び「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」(以下「促進事業マニュアル」という。)を踏まえ、温対法に基づく促進区域の設定に関する環境配慮基準(以下「都道府県基準」)について検討するため、環境省令に定める都道府県基準を定める手法に従い、情報を収集する。なお、国、地方公共団体等が有する文献その他の資料(法律又は県条例による地域の指定状況を含む。)により情報を収集する。

(イ) 収集した情報を基に、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、次のとおり都道府県基準の内容について検討する。

a 環境省令第2に定める環境配慮事項のうち、REPOSや環境アセスメントデータベ

ース「EADAS」、「地理情報システム ひなたGIS」などの既存のデータベースで確認できる、既にGIS化されている情報についてのみ、環境省令第3-2-(1)に定める「促進区域を設定することが適切ではないと判断する区域」として地図化して示す。

b 環境省令第2に定める環境配慮事項のうち、上記aに当てはまらない情報については、環境省令第3-2-(2)-1に定める「促進区域の設定に当たって考慮することとする環境配慮事項」とし、環境省令第3-2-(2)-2に定める「適正な配慮のための考え方等」を文言で示す。その際、促進事業マニュアル28ページから31ページに示されている「【参考】都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ」を参考とする。

(3) 目標や基準の設定に係る助言

宮崎県の求めに応じ、温室効果ガス排出量及び吸収量の推計及び目標設定並びに再生可能エネルギーの導入目標設定及び促進区域の基準の設定に際して必要な助言を行う。

(4) 必要な資料の収集、整理および提供

上記(1)～(3)を検討するために必要な各種統計資料等を収集、整理し、取りまとめることとし、資料として県に提供する。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)について、分かりやすくまとめた報告書を作成する。

(6) 宮崎県との協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、宮崎県の求めに応じ、必要な協議を行うこと。(年5回程度)

なお、基本的にはオンラインでの協議とし、対面での協議は1回程度とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和4年8月31日まで

6 成果品

項目	数量
① 温室効果ガス排出量の推計報告書(A4用紙縦置きを基本とする)及び検討に使用した各種統計資料等	一式
② 温室効果ガス排出量の算定システム(修正分)及び修正報告書(A4、10ページ程度)(算定システムの修正を行った場合のみ)	一式
③ 再生可能エネルギー導入目標の検討に係る報告書及び検討に使用した各種統計資料等	一式
④ 都道府県基準の検討に係る報告書及び検討に使用した各種統計資料等	一式
⑤ 上記①～④の電子ファイルが格納されている電子媒体	一式

※①～⑤は令和4年8月31日までに納品すること。

7 支払方法

業務完了後成果品の検査に合格した後、精算払い

8 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 部分的な業務について、あらかじめ県の承諾を得た場合のみ、第三者に委託することができる。再委託した場合は受託者の責任において、再委託先に受託者と同等の情報管理を行わせること。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打ち合わせを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、県と協議することとする。
- (4) 業務には、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項、仕様書により難しい事由が生じた場合及び疑義が生じた場合は、別途県と協議するものとする。

9 問い合わせ先

宮崎県環境森林部環境森林課 環境計画担当

TEL : 0985-26-7084 FAX : 0985-26-7311

E-Mail : kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp